

20 卸売業者の委託手数料率の届出に関する取扱要領

この要領は、奈良県中央卸売市場条例（昭和 52 年 4 月奈良県条例第 1 号。以下「条例」という。）及び奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和 52 年 4 月奈良県規則第 2 号。以下「規則」という。）の規定に定めるもののほか、奈良県中央卸売市場の卸売業者が行う委託手数料率の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 適用開始日

卸売業者が届け出る委託手数料率の適用開始日は、毎年 7 月 1 日とする。

2 提出期限

卸売業者は、届出書類を委託手数料率の適用の開始日の 2か月前までに、奈良県中央卸売市場場長（以下「場長」という。）に提出しなければならない。

3 届出時の書類

卸売業者は、次に掲げる書類を場長に提出しなければならない。

- (1) 委託手数料率（変更）届出書（規則第 58 号様式の 3）
 - (2) 委託手数料率の適用開始日の属する事業年度の直前 3 年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類
 - (3) 収益及び集荷量を確保するための計画を記載した委託手数料率の適用開始日以降 3 年間における事業計画書
 - (4) その他場長が必要と認める書類
- 〔
 ・当該手数料率の適用開始日以降 3 年間の予定貸借対照表
 ・当該手数料率の適用開始日以降 3 年間の予定損益計算書
〕

4 奈良県中央卸売市場取引委員会への報告

場長は、委託手数料率の届出を受けた場合は、奈良県中央卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）に報告し、取引委員会が意見を述べる機会を設けなければならない。ただし、その変更が軽微である場合で取引委員長からの開催要求がないときは、この限りでない。

5 開設者による検証

場長は、委託手数料率が変更された場合、届出時に提出された事業計画書と卸売業者から提出された残高試算表等との比較検証を行い、必要があると認めるときは、公認会計士等の企業経営に専門的知識を有する者の意見を聴いた上、卸売業者に対し指導及び助言を行うことができる。

6 開設者による周知

場長は、届出を受けた委託手数料率に特に支障がないと認めるときは、ホームページに掲載する等、出荷者への周知を図るものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成 21 年 1 月 15 日から実施する。
- 2 平成 21 年の委託手数料率の適用開始日は、同年 4 月 1 日とする。
- 3 平成 21 年 4 月 1 日から適用する委託手数料率については、適用開始日から 3 年 3 ヶ月は原則固定する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。